

第 III 部

III

わが国防衛の三つの柱 (防衛の目標を達成するための手段)

第1章

わが国自身の防衛体制

第2章

日米同盟

第3章

安全保障協力

新防衛大綱¹は、わが国は、これまでに直面したことの無い安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならないとの認識を示したうえで、わが国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示している。

すなわち、防衛の目標として、まず、平素から、わが国が持てる力を総合して、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出すること、わが国に侵

害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止すること、万が一、わが国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化することを定めている。

また、これらの防衛の目標を確実に達成するための手段である、わが国防衛の三つの柱として、わが国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していくことを定めている。

第Ⅲ部においては、これらわが国防衛の三つの柱に基づく防衛省・自衛隊の取組について説明する。

第1節 真に実効的な防衛力

わが国自身の防衛体制の強化について、新防衛大綱は、以下のとおり、防衛力の意義・必要性を

明らかにしたうえで、真に実効的な防衛力として多次元統合防衛力を構築するとしている。

1 防衛力の意義・必要性

防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産とわが国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、わが国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟におけるわが国自身の役割を主体

的に果たすために不可欠のものであり、わが国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにはほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力におけるわが国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことの無い安全保障環境の現実の下で、わが国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

2 真に実効的な防衛力 — 多次元統合防衛力 —

厳しさを増す安全保障環境の中で、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と、陸・海・空という従来

の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっている。

このため、今後の防衛力については、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領

1 II部3章1節脚注1参照

域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断(クロス・ドメイン)作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、わが国の防衛を全うできるものとする必要がある。

また、不確実性を増す安全保障環境の中で、わが国を確実に防衛するためには、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることが重要である。これまでも、多様な活動を機動的・持続的に行い得る防衛力の構築に努めてきたが、近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視などの活動をより広範かつ高頻度を実施しなければならず、このため、人員、装備などに慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている。このため、今後の防衛力については、各種

活動の持続性・強靭性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとする必要がある。

さらに、わが国の防衛力は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであるとともに、多角的・多層的な安全保障協力を推進し得る必要がある。

以上の観点から、今後、わが国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、25大綱²に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。

第2節 防衛力が果たすべき役割

新防衛大綱においては、わが国の防衛力は、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するためとして、以下の6つの防衛力の果たすべき役割が掲げられている。すなわち、①平時からグレーゾーンの事態への対応、②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応、③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応、④大規模災害などへの対応、⑤日米同盟に基づく米国との共同、

⑥安全保障協力の推進であり、これらの役割を、シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならぬとしている。

特に国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要であるとしている。

Q参照 資料15(自衛隊の主な行動)

資料16(自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)

1 平時からグレーゾーンの事態への対応

新防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「①平時からグレーゾーンの事態への対応」の考え方は次のとおりである。

平時からグレーゾーンの事態への対応においては、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港などを通じて平素からプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーショ

ンを外交と一体となって推進する。

また、全ての領域における能力を活用して、わが国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動(以下「常統監視」Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance)を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置などにより事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害

2 II部3章1節脚注7参照